

## 指導委員会運営細則

### 第1章 根拠

第1条 峰台FC 会則第20条の規定により、細則を定める。

### 第2章 目的

第2条 指導委員会の目的は次の通りとする。

- (1)峰台FC の会員に対して、一貫した指導方針の下で効果的な指導を行うこと
- (2)峰台FC の運営に関し、技術的な観点から補助を行うこと
- (3)指導委員相互の技術の研鑽を行うこと
- (4)峰台FC の指導員の育成を行うこと

### 第3章 事業

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1)会員のサッカー技術取得に関すること
- (2)会員のサッカー知識取得に関すること
- (3)会員の入会及び退会に関する承諾を行うこと
- (4)チームの構成を行うこと
- (5)本会の諸行事の実施において事務局と調整を行うこと
- (6)資格取得希望者等の補助を行うこと

### 第4章 組織

#### 第4条 監督

- (1)監督の選任は、コーチの内から互選とする
- (2)監督は、委員会の運営について取りまとめ委員会を代表する
- (3)細則に定めのない事項についての最終判断は監督が行う

#### 第5条 コーチ

- (1)コーチの選任は次の条件をすべて満たしたものとする
  - a 公式審判員または、公式指導員の資格を持つもの
  - b 指導員として1年以上の実績のある者若しくは、監督が同等と認めたもの

#### 第6条 指導員

- (1)指導員は、コーチの推薦により、監督若しくは複数のコーチの承認を得たものとする
- (2)指導員は監督・コーチと協力し、第3条(1)及び(2)に関する事業を行うものとする

### 第5章 会員

第7条 会員の入会承諾基準は、次による

- (1)会則第7条(1)から(6)までの各号を満足していること
- (2)会員数が指導委員会の承認を得られる範囲であること
- (3)指導委員会の承諾は、過半数の委員の同意を必要とする
- (4)会則第7条(4)に示す「異常の無いもの」とは、医師等の判断による
- (5)会則第7条(5)に示す「他のクラブとの重複」とは、次による

- a 船橋市内の学校体育活動のクラブに所属するもの
- b 船橋市内の他のチームに所属し有効な大会登録がされているもの(トレセン等は除く)
- c 前号によらず、転校、退会などの手続きが明らかである場合はこの限りでない。

付則

(施行期日)

この細則は、2020 年 5 月より施行する。